

令和5年第1回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年1月5日(木) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時40分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高島 辰也	12	沼田一聖(欠席)
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

12番 沼田 聖

6. 議事録署名者

19番 児玉 一成 4番 山本 香織

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	大畦 裕之	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 事	山崎 智晴
技 師	森下 まゆ		

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (6) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (7) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用（農業用施設）届出の専決処理について
- (6) 農地転用（農業用施設）届出撤回の専決処理について

・その他

- (1) 広島市議会定例会（12月議会）農業関係質疑の要旨
- (2) 農業委員会だより（令和5年冬号）について
- (3) 令和4年度第5回地区協議会の日程等について
- (4) 令和5年1月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

新年おめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。

それでは、令和5年第1回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐南区祇園地区、米田推進委員、安佐北区白木地区、松田推進委員よろしくお願ひいたします。

本日の欠席は12番、沼田委員です。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

まず、本日の議事録署名者を指名します。19番、児玉委員、4番、山本委員よろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について13件を上程します。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請13件について説明します。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番は、譲受人が賃借していた申請地を取得するものです。

2番は、共有者の持分を取得するものです。

3番は、父から子への経営移譲のため、使用貸借権の設定をするものです。

4番、7番、8番、11番、12番は、新規に農地を貸借又は取得するものです。

4番はホーリーバジル、7番、8番は野菜・花木、11番、12番は水稻を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

5番は、父から子へ生前贈与するものです。

6番、9番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

10番は、自宅から近く利便性が良いため、使用貸借権を設定するものです。

13番は、高齢の兄に代わり耕作するため、弟が申請地を取得するものです。

これらの案件は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。1番は私ですので、説明します。

先月12月19日、私と溝口委員、事務局職員2名で現地調査しました。申請地は、譲受人が以前から賃借している、家の前の土地で、これを取得して農業を営むというものです。問題はないと思います。

議 長

2番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。2番は、令和4年12月19日月曜日、私と岩重委員と事務局職員2名で現地調査しました。この農地1, 306㎡は、譲受人が、イチゴ、ブドウなどの果樹、その他野菜を栽培しています。この度、共有者である譲渡人より、耕作が難しいという申し出を受け、その持ち分3分の1を譲り受けて、許可後引き続き耕作を行う案件です。この許可申請につきまして、異議はございません。

議 長

3番、高島委員。

高島委員

11番の高島です。令和4年12月20日に事務局職員2名と現地調査を行い、沼田委員は別の日に調査をしています。申請者は、主にキャベツを作る生産農家で、今回父から子に経営移譲するということで申請されました。申請地は自宅の周辺農地であります。昨年生産緑地の申し出をされており、永年的に耕作することも確認しておりますので、問題ないと思います。

議 長

4番担当の沼田委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

沼田委員の意見を代読します。

12番沼田です。4番については、12月20日に高島委員、事務局職員で現地調査を行いました。私は後日調査しました。現地は農地として適正に管理されており、問題ないと思います。

議 長

5番、6番、船木委員。

船木委員

14番の船木です。5番、6番については、12月21日に事務局職員2名と谷口委員と現地調査しました。

5番については、現地は花木畑です。譲受人は造園業を経営されております。会社員ですが、造園に関連する会社に勤めておられます。生前贈与で、問題はありません。

6番については、譲受人は可部南に自宅がありますが、実家が譲渡人の近所にあります。経営規模を拡大するもので問題はありません。

議 長

7番から9番、河野委員。

河野委員

15番の河野です。12月16日に山縣委員と事務局職員2名で現地調査しました。

まず、7番、8番に関しましては、譲受人は新規就農者ではありますが、7番、8番の地積を合計すると1,423㎡で、下限面積をクリアし、新規就農で野菜、花木等を作るということで問題ないと思います。

9番については、譲渡人と譲受人の関係は兄弟で、譲渡人が長男で、譲受人が次男になりまして、経営規模拡大のため所有権移転するということで問題ないと思います。

議 長

10番から12番、山縣委員。

山縣委員

16番の山縣です。10番、11番、12番について説明します。

この件につきましては、昨年12月16日に私と河野委員及び事務局職員2名で現地調査しました。

10番の申請地は農地として管理されております。譲受人の自宅のそばの農地で耕作するのに便利なため、譲渡人と使用貸借権を設定し、水稻を栽培するものです。下限面積の1,000㎡をクリアしており、排水等にも問題がないため、許可相当と認めます。

次に11番の申請地は、農地として管理されております。譲渡人が、高齢のため耕作困難であり、譲受人と使用貸借権を設定し、水稻を栽培するものです。周辺農地等への支障はなく、下限面積の1,000㎡をクリアしており、許可相当と認めます。

次に12番の申請地は農地として管理されております。譲渡人は、申請地を相続しましたが、耕作することが困難なため、譲受人へ売買し、所有権を移転するものです。周辺農地及び排水等に支障はなく、下限面積の1,000㎡をクリアしており、許可相当と認めます。

議 長

13番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。13番の案件は、先月の12月20日に奥田委員と事務局職員2名と現地調査しました。本申請地域ですが、過去に申請等が度々提出され、私も伺う機会の多い地区です。当地区は畜産が盛んで、水稻や野菜、そして牧草も栽培されています。本申請は、兄から弟へということで許可相当で異議ございません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

河野委員

2番の申請事由のところに、「共有地の持分を取得するため」と書いてあります。この共有地の持分というのは、おそらく〇〇さんの持分3分の1を言っているのだと思うのですが、この〇〇さんの下に「権利を移転しない共有者」と書いてあるのですが、これはどのように解釈すれば良いですか。

事務局（山崎主事）

議案の表記につきましては、持分の一部を移転するときは、他に持分を持っている方も表記するようにしています。今回権利を移転するのは、〇〇さんだけで、残りの持分3分の2を持っている△△さんも記載されていますが、今回権利を移転しないので、「権利を移転しない共有者」という書き方をしています。〇〇さんが△△さんへ権利を移転して、譲受人の欄になりますが、単有になるということです。

河野委員

はい。分かりました。

議 長

その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、13件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について2件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の2件について説明します。議案の6ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を資材置場として利用しようとするものです。今後、申請地東側の河川対岸に新たに資材置場を設ける計画があり、その際には申請地はそこに通じる進入路として利用しますが、それまでの間は単管パイプ等の置場として利用する予定です。

2番は、宅地への転用事案で、三篠川堤防工事に伴い、既存住宅が工事区域にかかるため、当該区域外に住宅を建て替えようとするものです。建築予定の住宅は平屋建てで、建ぺい率が転用に係る一般住宅の22%を下回りますが、申請人は高齢で独居のため、住宅の規模としては必要十分で、申請地もこれに合わせ分筆したものであり、その面積も妥当であることから、「必要最小限」の転用であると思われます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番の案件は、市街化調整区域内に倉庫が建っており、その周辺に家電等が投棄された状態であり、既に農地以外での利用がされていますが、都市計画法に抵触している倉庫の撤去を許可条件とすることで、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には既存倉庫を撤去する旨の記載がある経緯書を添付させています。

1番の案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

2番の案件は市街化調整区域内に建物を建築しようとするもので、都市計画法の許可を要する案件であるため、本総会で承認されますと、同法を所管する宅地開発指導課との同時許可となります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

担当委員のご意見をお伺いします。1番、上垣内委員。

上垣内委員

5番の上垣内です。1番の案件ですが、12月20日に事務局職員2名で現地調査し、私は急用で立ち会えなかったため、その後資料をいただき、12月29日に現地調査しました。申請地は、〇〇大学に上がるメイン道路沿いであり、家電等が散乱している状況です。先ほどありましたように、プレハブが2軒建っていますが、これも管理がされているか分からないような感じなので、この許可は撤去を条件にするということで、大体1月20日頃に撤去すると聞いております。撤去することを確実に守っていただき、撤去しなかったら認めないという措置が必要ではないかと思います。家電等が色んなところに置いて

あり、非常に管理が悪い。これは法令に基づいて厳しくすることが必要ではないかと思います。

議 長

2番、下谷委員。

下谷委員

9番の下谷です。2番について、令和4年12月19日事務局職員2名と現地調査をしました。事務局の説明のとおりで、周辺農地への影響はないと思われる、問題はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2番を除く1件を許可することに決定いたします。2番は、都市計画法に規定する開発行為の許可に合わせ、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について7件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の7件について、説明いたします。議案の7ページ、8ページをご覧ください。

1番、2番及び5番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電施設として利用するものです。

3番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、令和4年第3回総会で許可を受けた液卵工場と一体の工場敷地として整備し、駐車場として利用するものです。当初の計画では申請地を含めた計画でしたが、譲渡人と売買価格で折り合わず、申請地を除く計画に変更し工場の建設に至ったところ、譲渡人から売買に応じる申し出があり、急ぎよ購入することとなったものです。

4番は雑種地への転用事案で、子どものダンス教室を運営する法人が申請地を譲り受け、申請地に隣接する家屋と併せて、合宿場とその運動場及び休憩所として利用す

るものです。

6番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、資材置場・重機・工事車両置場として利用するものです。

7番は、宅地への転用事案で、申請地を借り受け、農家住宅を建築するものです。申請地は市街化調整区域ですが、農家住宅の建設が可能であることを宅地開発指導課との協議書及び誓約書にて確認しています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。本案件は、本総会で承認されますと農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。1番から3番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。1番から3番は昨年12月19日月曜日に私と事務局職員2名で現地調査しました。1番は譲受人が太陽光発電設備を設置する申請です。申請地は遊休農地で、北側と西側に住宅があり、南側と東側に約3メートルの私道が通っています。特に問題はなく、許可申請について異議はありません。

2番も譲受人が太陽光発電設備を設置する申請で、申請地は1番と同じく遊休農地で、進入路は、南側の県道志和口向原線に面しており、南北にゴム長靴を置いたような形状で、障害物もなく、太陽光発電設備の設置条件には良好な場所と思います。設置することによって近隣農地の農業経営には影響がないものと思います。従いまして、この申請について、異議はありません。

3番は、昨年県道広島三次線に面した当該地に液卵工場を建築するための用地買収を行った際に、地権者の了解を得ることが出来ず、この度譲受人の要請に応じるもので、双方の合意のもとであり、この許可申請については異議ございません。

議 長

4番、高島委員。

高島委員

11番の高島です。4番について説明します。譲受人は、2021年7月に設立された会社で、主にダンススクールをやっているということです。申請地は勝木となっていますが旧の地名で〇〇というところで、太田川沿いの集落に位置します。その宅地に建っている建物を合宿所として利用し、その横にあります畑を休憩場所、運動場として利用するものです。譲受人につきましては、

32の教室を持っています、非常に今人気があるといったところで、夏休みや冬休みに生徒さんを送迎しながら合宿をするために利用するものです。周辺に駐車場はないのですが、会社で送迎するという事で問題ないものと思います。

議 長

5番、谷口委員。

谷口委員

13番の谷口です。先月の12月21日に事務局職員2名とで現地を確認いたしました。譲渡人は耕作を続けていく意思がないこと、現況、田になっており、近所の方に作ってもらっていましたが、高齢のため、これから先のことを心配され、今回太陽光を設置することで話がまとまりました。周囲への影響はないものと思われ、問題はないと思います。

議 長

6番、船木委員。

船木委員

14番の船木です。6番について、12月21日に事務局職員2名と現地調査を行ったものです。譲受人は広島市で50年の実績がある会社で、建設資材置場として利用するもので、問題はないと思います。

議 長

7番、奥田委員。

奥田委員

18番奥田です。7番については、12月20日事務局の方2名と現地調査しました。お孫さんの農家住宅を立てる案件で、昨年農地を取得されていますし、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、7件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請1件について説明します。それでは、議案の9ページをご覧ください。

本件は、広島国道事務所発注の安芸バイパス建設工事のため、平成28年12月6日から〇〇株式会社が現場事務所及び資材置場用地として一時転用を開始し、△△株式会社が承継し賃借していた申請地を、この度□□株式会社が承継し、資材及び残土の仮置場用地として令和5年11月15日まで一時転用する事業計画変更承認を受けようとするものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1番、山縣委員。

山縣委員

16番の山縣です。1番について説明します。この件につきましては、昨年12月16日に私と事務局職員2名で現地調査しました。安芸バイパス建設工事のため、当初、〇〇株式会社が一時転用許可を受け賃借していた現場事務所及び資材置場用地を△△株式会社が承継し、さらに今回□□株式会社が継承し、資材置場及び残土の仮置場用地として一時転用するものです。転用期間は令和5年11月15日までです。転用にかかる排水周辺等設備は十分用意されており問題はないので、許可相当と認めます。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、4件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の10ページをご覧ください。今回、4件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申しあげました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

3番については、税務署への申告期限日が令和4年12月25日となっており、相続人は申告期限日までに所轄の税務署に概算申告を行っており、農業委員会の適格者証明書を事後添付することについて、税務署の了解を得ています。

また、4番についても、相続人は申告期限日である令和4年11月30日までに所轄の税務署に概算申告を行っており、農業委員会の適格者証明書を事後添付することについて、税務署の了解を得ています。

なお、4番の相続人は、転勤のため現在は県外に居住していますが、度々帰省し農業を行っており、本年3月末には転勤先から本市に戻る予定であり、今後も引き続き農業経営を行うことについて、支障はないものと思われま

す。以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番から3番は私ですので、説明します。

1番、2番は〇〇さんと〇〇さんが、持分2分の1を相続して納税猶予を受けるものです。現地は適正に管理されています。これは12月19日に事務局職員2名と、この日は3条許可申請もありましたので、溝口委員も一緒に現地を見ました。問題ないと思います。

3番は中筋の〇〇さんで、この方も前回から引き続き納税猶予を受けるものと思われま

議 長

4番、溝口委員。

溝口委員

5番の溝口です。4番の案件ですが、12月19日に職員2名と現地を確認しました。きれいに管理されており、問題はございません。事務局から説明がありましたように、現在東京の方に住んでおられますが、市の職員で4月からこちらに帰ってくるということで、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議がございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、4件を適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和4年12月9日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の11ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりで。申請の詳細については12ページから24ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、ハウスでミズナ、大根菜、シロナ、ハウレンソウ等

の葉物野菜を主体に、市場とJA直販に出荷を行っています。

今後は、出荷先を1つに絞ることにより労働時間を減らし、週休2日を確保し、また、堆肥の施用を年に1回から2、3回に増やして土づくりを行い、病害虫防除を徹底することで単収を増加させ、引き続き複式簿記による青色申告を行うことで、年間労働時間2,000時間、年間総所得522万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

2番の申請者は、現在、ハウスでコマツナ、ハウスと露地でホウレンソウ、ナスを栽培し、市場やスーパー、給食等へ出荷を行っています。市場の端境期に安定して出荷するため、ハウスによるナスの作付けを増やし、JGAPの取得や新たな出荷先の検討を行い、化学肥料の使用を減らし、アミノ酸肥料を中心とした施肥により、経営及び生産の安定化を図る予定です。また、契約出荷への運搬時間を削減するため、運搬を伴う出荷先は縮小し、ネット販売など新たな販路先を開拓し、ナス防除の効率化を検討することで、年間労働時間2,000時間、年間総所得500万円を目指す計画を立て、認定新規就農者から認定農業者へ移行するものです。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。1番、米田推進委員。

米田推進委員

安佐南区第2地区を担当している農地利用最適化推進委員の米田です。1番の申請者について、12月27日に福島会長とご自宅を訪問し、お話を伺いました。現在の経営面積は32a、ハウス13棟でサラダ水菜、大根菜、シロナ、ホウレンソウ等の葉物野菜を中心に栽培されています。販売先は中央市場とJA直販ですが、配達等にタイムロスが生じるため、どちらか一つに絞って出荷することで、労働時間の削減をしたいと考えておられます。また、現在は堆肥を年1回程度入れていますが、これを年2から3回入れて、土づくりを強化することで単収増加を図り、年間労働時間2,000時間、総所得522万円を目標にしておられます。この方は、JA広島市の非常勤理事や農地利用最適化推進委員もされており、今後とも応援いたしたく、農業経営改善計画の方針については問題ないと思います。

議 長

私からは、今米田推進委員が言われたとおりですので、別にございません。2番、松田推進委員。

松田推進委員

安佐北区白木地区の推進委員をしています。よろしくお願ひします。

昨年12月23日、己斐農業委員とともに、申請者のほ場及び自宅を訪問し、現地調査及び意向調査を実施しました。申請者は33歳の男性で、農業振興センターのひろしま活力農業経営者育成研修事業で研修を受け、平成29年4月に安佐北区白木町の〇〇地区に農地約7,000㎡に農業用ハウスを11棟建て、現在はコマツナ、ハウレンソウ、ナスを主に栽培していますが、その他に近くの農地を借りて、露地のハウレンソウ、ナス等を栽培している青年等就農計画認定者です。野菜は中央卸売市場、全農や学校給食に出荷する他、規格外野菜等はカット野菜として出荷する等工夫を凝らして出荷しています。将来はインターネット販売等にも挑戦したいという意向があります。経営は本人と常時雇用、これは申請者のお母さんですが、常時雇用1人、パートさん6人で作業されますが、パートさんも定着され、仕事も順調に推移しているという話でした。また、最近の肥料高騰対策として、鶏ふんを利用することも検討していきたいと話していました。住居も広島市西区からほ場近くに家屋を新築する等、農業を本気で取り組んでおり、地元も若い農業者、家族の転入を心から歓迎しています。以上の現地調査の結果、農業者経営改善計画の認定に問題はないものと思います。

議 長

己斐委員からも意見があればお願いします。

己斐委員

3番の己斐です。申請者は、当初ハウスで出発しましたが、現在規模拡大されまして、露地でナスやハウレンソウに取り組んでいます。コマツナの方が若干だぶつき気味と言いますか、価格の関係もあり、コマツナから他の野菜、ナスやハウレンソウに転換し、ハウスの中でのナスの栽培、ハウス栽培の期間を定めて、現在も頑張っています。新たな出荷先を検討しているところで、価格の安定化も図っていきたいと言っています。経営改善計画につきましては、達成してくれるものと期待しています。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について25件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断についてです。

農地の利用状況調査の結果、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない」と認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の25ページをご覧ください。今回、1番から2番で上程している合計25筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の「山林」もしくは、笹、カヤ等の「原野」であり、「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長

議案第7号について事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。1番、山本委員。

山本委員

4番の山本です。番号1番、東区牛田旭の2筆ですが、昨年12月15日に川崎推進委員と現地調査し、山林であることを確認いたしました。

議 長

2番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。2番は、令和4年12月11日、下中推進委員と調査しました。安佐北区白木町三田です。筆数は23筆、3,972.52㎡、所有者は14名です。現状は山林及び原野であり、非農地と判断いたしました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第7号の25件を非農地と判断することについて決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第6号の専決処理について、111件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第6号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出、28ページから31ページの28件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出、32ページから41ページの60件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、42ページの4件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、43ページ、44ページの17件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用（農業用施設）届出、45ページの1件、及び報告第6号、農地転用（農業用施設）届出撤回、46ページの1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第6号について、何か質問等がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程6、その他事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局（小路次長）

令和4年第9回広島市議会定例会農業関係質疑の要旨についてご報告いたします。資料の1ページ、資料1をご覧ください。第9回定例会は12月5日から15日の間で開催されました。

12月12日の本会議での一般質問で安芸区、西佐古議員から有害鳥獣対策について3点の質問があり、いずれも経済観光局長が答弁をいたしました。

まず、「有害鳥獣による農作物の被害金額と、イノシシ、シカ及びサルの捕獲数は、10年前と比較してどうなっているか。」との質問があり、「被害金額は、10年前の平成23年度の5,535万2千円に対し、令和3年度が4,556万4千円で、約18%減少している。捕獲実績は、平成23年度が2,309頭に対し、令和3年度が3,301頭で、約43%増加している。」との答弁がありました。

次に「今年度、安佐北区において農家が捕獲した有害鳥獣を引き取るモデル事業を実施したと聞いているが、その取組を行うこととなった背景と実施状況はどうだったのか。」との質問に対し、「駆除班員や農家の高齢化が進んでおり、イノシシやシカ等を焼却施設まで運搬する作業が大きな負担となっており、駆除班員や農家の負担軽減を図ることなどを目的として、焼却施設までの運搬を民間事業者へ委託する新たな取組をモデル的に実施することとした。今年度は、安佐北区において、7月から10月までの約3か月の期間で実施し、農家等から依頼のあったイノシシ及びシカの計303頭の処理を行った。農家等からは、「運搬の負担が軽減され、農作業に集中できる。」「高齢のため、この事業がなければ駆除を続けるのは難しいので、来年度以降も続けてほしい。」などの声が寄せられており、今後、事業の成果を検証した上で、本格実施を検討したいと考えている。」との答弁がございました。

最後に「有害鳥獣の市街地等への出没を減少させるためには、どのような対策が有効であると考え、どのように取り組んでいるか。」との質問があり、「市街地への出没を減少させるためには、山間部から都市部へ拡大している行動域を人里から遠ざけることと、市街地周辺の個体数を減少させることが重要であると考えている。このうち、人里から遠ざける対策として、隠れ場所となる耕作放棄地の農地としての活用や、手入れが不十分な里山林の間伐など地域団体が行う取組に対して補助を行うとともに、餌となる果樹や野菜を放置しないなど有害鳥獣を誘引しない対策をとりまとめたリーフレットを町内会等に配付して対策を呼びかけている。また、市街地周辺の個体数を減少させる対策として、市街地周辺の森林等において、駆除班による追いあげや駆除を引き続き行うとともに、更なる駆除の強化を図るため、今後、各地区の駆除班の協力による合同駆除の実施に向けた調整を行っているところである。今後とも、これらの取組を着実に推進し、市街地等への出没の減少に努めていきたい。」との答弁がありました。

なお、14日に常任委員会がございましたが、農業関係の質疑はありませんでした。

事務局（山崎主事）

続きまして、お配りしていますとおり広島市農業委員会だより、令和5年冬号が完成いたしましたので、ご参照ください。こちらは、昨日付けで生産区長宛に送付し、各農家にお配りいただくようお願いしております。その他、区の農林課、公民館等で配布することとしています。

続きまして、令和4年度第5回地区協議会について説明します。2ページ、資料2をご覧ください。下の表のとおり、1月10日火曜日から1月24日火曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。

最後に、令和5年1月の現地調査日程について説明いたします。3ページ、資料3をご覧ください。16日月曜日の午前は旧市、午後は安芸区、17日火曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、18日水曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、具体的な開始日時等の調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

河野委員

資料1の(2)のところで、イノシシやシカの焼却施設までの運搬等民間事業者に委託することをモデル的にやっているということですが、今までは捕獲した者が処分すると、大体イノシシ、シカで6,000円ですかね。この捕獲奨励金は民間事業者に委託すると変わるのでしょうか。それとも、今までどおり奨励金は6,000円出るのでしょうか。民間事業者に委託したら、その捕獲奨励金が今まで6,000円出ていたものが、その中から民間事業者に委託料として、6,000円の中からいくらか支払うことになるのかということ聞いています。

事務局（小路次長）

すみません。詳しいことは確認いたします。

河野委員

分かりました。そこが問題になるのですよ。

議 長

その件はもう一度確認してから報告させていただきます。よろしいでしょうか。

河野委員

分かりました。

議長

その他ございますか。佐藤委員。

佐藤委員

農業新聞にも出ていたのですが、京都で有害鳥獣の防除にドローンを使って非常に効果を上げているという話が、先月テレビで取り上げられていて、それを参考に千葉だったか茨城だったか、はっきり覚えていないのですが、それと同様の取り組みをしているというようなことが書いてありました。是非とも市の農政と農業委員会とで現況といいますか、状況を把握してもらって、もし導入出来るものなら、導入していただきたいと思います。というのが、先月テレビでやっていた時には、夏場の駆除で犬が熱中症で死ぬというのをやっていたのです。夏場、イノシシとかシカがいれば、水を飲まずにずっと追っかけて、猟犬がいっぱい死んでしまうということを解決するためにドローンを入れて、ドローンに犬の声と花火の音をセットして、ドローンで追い上げをしているというのを京都の方でやっていて、非常に効果があったとのこと。それが今朝他の地区でも導入しているという記事が出ていたので、その辺のことも研究してもらって、是非とも広島でも、もし導入が出来るものであれば、お願いしたいと思います。

議長

その他、ございませんか。

己斐委員

ちょっといいですか。この「安佐北区において、7月から10月までの3か月間」とありますが、この地区はどの辺になりますか。

事務局（小路次長）

すみません。そこまで詳しくの答弁はありませんでしたので、「安佐北区で」ということです。

己斐委員

白木としては情報がないので。白木ではなかったら、可部の方かなと。

事務局（小路次長）

また、聞いておきます。

議 長

また分かれば、次回までに調べておいていただけたらと思います。お願いします。

己斐委員

ちょっと一つお話しておきたいのですが、12月まで、私も去年の4月から10月いっぱいまで、檻で捕獲したものを、一部は解体して食べたものもあるのですが、ほとんど焼却場に持って行きます。安佐南工場に持って行っていましたが、というのが、可部の焼却場が使えなかったからです。捕まえては安佐南工場に持って行きました。ところが12月1日から、可部の焼却場が焼却を開始したということです。もし、安佐北区管内の方で、もし捕獲されれば可部の焼却場の方へ持って行っていただければ良いのではないかと思います。白木から45から50分かかる、帰ると混む時間になる。9時から処理して、すぐには死なないです、イノシシは。シカはすぐ死にますが。イノシシはやっぱりしぶといですから。息を止めるまでと言ったら30から40分かかる。それからトラックに積み込んで、焼却場に搬送するのですが、そうすると行って帰って、昼までかかる。それが可部までとなると、行って帰っての時間が短くなるということになります。もし、可部管内、白木もそうですけど、可部工場の方へお持ち込みいただければと思います。

あと、私が聞いているのは、個人の私有地でシカが死にますよね、これは個人が処理しないといけないと聞いています。

足が道の方へ出ていけば、道路、市道になります。そうなれば、農林の方へ電話すれば引き取りに来るとということです。

議 長

他にございませんか。

河野委員

以前に広島市のお宝事業で、湯来町の方で、イノシシの解体施設を市の助成金で作って、食肉としてやっていくというのがあったと思います。その後湯来町、以前は旅館組合があって、それが冬場には1泊2食で牡丹鍋をするということで、1万2,000から3,000円で潤っていた時期があると思いますが、その後、湯来町のお宝事業でのジビエの状況というのはどうなっていますか。湯来町の人、分かる範囲で説明をしてもらえればありがたい。

議 長

局長が分かるそうです。

事務局（大畦局長）

たまたまですけど、私は佐伯区役所に8年お世話になりましたから、その事業の立

ち上げの方をお手伝いさせていただきました。今は〇〇さんという方が代表でやられていて、事業は続いています。地元の飲食店との連携を重視して進めました。今は「〇〇」という湯の山温泉にある旅館と、湯来温泉の「〇〇」、あとは、お好み焼きの「〇〇」というのが砂谷の方にあり、お好み焼きの豚の代わりにイノシシの3枚肉を使って出されています。非常に好評で、お好み焼きが今いくらくらいですかね、普通は800円台なのが1400円くらいします。私も年末にいただいたのですが、常連客のリピーターもつくような状態で、比較的順調にいつていると思います。

河野委員

それで、需要と供給の問題が起こってくると思うのです。実際持ち込まれている量と販路との関係というのは、バランスが取れているのでしょうか、それともどちらかが過剰気味になっているのですか。その辺りはどうですか。というのも、皆さんご存知のように広島は、ジビエの問題がよそに比べて非常に遅れています。この近辺、兵庫県にしても山口県にしても、四国一帯にしても、東広島でも、豊栄の方でもジビエをやっているのですが。なんとかこれを増やして、捕獲したものを有効に活用しないと、なかなか捕獲奨励金も上がってきません。広島市の財政というのは経営状態からしたら、どんどん捕獲奨励金を上げられるような段階ではない。どうしても捕ったものを有効活用して、それを捕った人に還元していくようなシステムを作っていないと、なかなか捕獲奨励金も簡単には上げられないので。なんとか広島市でも、もっとジビエを盛んにやっていくように働きかけをしていく必要があるのではないかと思います。その中でも現在広島市では湯来町の方でこういう事業をしておられるので、盛況であればそれを水平展開出来るような方法を考えていかないといけないのではないかという気がしています。今の話を聞くと、うまくいつているという解釈で良いのでしょうかね。

事務局（大畦局長）

そうですね。売り先に困っているという話は聞いていないです。

ジビエというのは、非常に扱いが難しいのです。調理法がやっぱりプロの手じゃないとなかなか、加熱するとカチカチになったりとか、食肉の処理をするのに血抜きとか衛生管理をしっかりしないと臭い肉になったりとか。かなり処理をする猟師の方と料理人との連携がないと、一般家庭に簡単に普及するような食材ではないですし、そういった面で非常に難しく、あと量の問題からも。各地で零細、小型の食肉消費施設、個人レベルのものができています。私の知っているところでは、安芸太田、安芸高田辺りでもちょっと動いている。それで、そのような飲食店と繋がって直接取引されているというのは知っています。結構水面下で動いています。そのあたり、広島市ももう少しあってもいいのかなと個人的には思ったりしています。ただ、なかなか難しいです。しっかりと勉強してから料理人と繋がっていないといけませんから。そんな状況です。

河野委員

設備で保健所の認可が必要になってくると思うのです。そのあたりちょっと難しいところがあるのかと思いますが、以上です。

議 長

これで令和5年第1回総会を終了します。では、冒頭にありましたように、この後、15時30分から5階講堂で研修会がありますので、引き続きよろしくお願ひします。次回の総会は、令和5年2月6日月曜日午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

大変お疲れでございました。所要時間大体15時の予定だったのですが、早めにすみません。15時30分から5階の講堂におきまして、研修会が行われる予定になっております。それまで50分ばかりありますけれども、時間に遅れないように。それまでの間休憩とさせていただきます。

この1年、皆さん健康に留意されまして、遊休農地解消に向けて頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひします。終わります。